

(別表 1)

事業継続力強化支援計画 (案)

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 土浦市の自然災害等リスク

① 土浦市の特徴 (土浦市地域防災計画：令和 4 年 3 月改正抜粋)

・地形・地質

市域の地形を災害の危険性の視点から分類すると、新治地区北部の山地、桜川両岸に広く分布する段丘 (筑波台地) 及び台地の周縁部に分布する段丘斜面及び沖積扇状地、桜川沿いの低地 (桜川低地)、霞ヶ浦の湖岸平野、人工改変地に大別される。地質は、新治地区北部の山地に分布する花崗岩及び接触変成を受けたホルンフェルス、桜川両岸の台地に広く分布する関東ローム層、台地周縁部の下総層群、桜川沿いの低地に分布する未固結の沖積層及び、人工改変地である盛土、埋土、埋立地に大別される。

・気候

2016 年 (平成 28 年) ~2020 年 (令和 2 年) の過去 5 年間の平均降水量は、年間を通してみると 3 月~10 月が 100mm 以上であり、特に 9~10 月は平均で 150mm を超え、台風の通過により豪雨が観測される場合が多い。一方、2 月が最も少なく、5 年間の平均は約 27mm である。なお、気温は、1 月の平均気温が 4℃程度、7~8 月の平均気温が 25~27℃程度、年平均では 15℃程度であり、比較的温暖な傾向を示している。

② 自然災害の履歴 (土浦市地域防災計画：令和 4 年 3 月改正抜粋)

・地震

過去に発生した地震で、土浦市域に大きな被害が記録されている地震は、1895 年の霞ヶ浦付近の地震と 1923 年の関東大震災である。2011 年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生した。なお、近年多発している茨城県南部の地震は、いわゆる地震の巣で発生しており、ほぼ定常的な地震活動とみられる。

2011. 3. 11 東日本大震災

名称・地域	マグニチュード	震度	主な特徴、被害状況
東北地方太平洋沖地震	9.0	6 弱	三陸沖を震源とし、県内 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。同日に茨城県沖で最大余震 (M7.7) が発生し、鉾田市では 6 強を観測した。県内の人的被害は死者 24 名、行方不明者 1 名、重傷 34 名、軽傷 680 名。住家被害は全壊 2,630 棟、半壊 24,368 棟、一部損壊 187,212 棟、床上浸水 1,799 棟、床下浸水 779 棟 (平成 27 年 12 月末現在) 【土浦市】軽傷者 7 人。家屋全壊 3 棟、大規模半壊 2 棟、半壊 41 棟、一部損壊 3,060 棟。火災発生 1 件。11 日夜の避難者数 2,324 人。その他、液状化被害、停電・断水等ライフライン被害が発生。

・風水害

昭和以降に発生した風水害で、土浦市域に大きな被害が記録されている災害は、1938 年 6 月~7 月の梅雨前線、1941 年 7 月の台風 8 号、1961 年 6 月の梅雨前線による災害で、数百~数千戸の浸水被害が発生している。近年は、1986 年 8 月の温帯低気圧で、浸水被害等が発生し、2009 年 10 月には竜巻による被害も発生している。なお、県内では 2015 年 9 月の関東東北豪雨、2019 年 10 月の台風 19 号による、甚大な被害も発生している。

③自然災害の被害想定（土浦市地域防災計画：令和4年3月改正抜粋）

・地震

茨城県地震被害想定調査によると、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）の被害想定から推定される土浦市内の被害は、最大震度6弱を観測し、全壊焼失する建物数が最大で670棟、負傷者数が340人に上ると予測され、市内で多数の市民が罹災し、避難生活を強いられる可能性がある。

この他、F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層による地震や、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震などの発生可能性があるとしてされており、発生した場合は、マグニチュード7.1～8.4と茨城県地震被害想定調査により推定されている。なお、東日本大震災においては、想定を超える大津波が発生し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験から、被害想定を超えるような大規模災害や複合災害等への対応が必要である。また、自然現象は大きな不確実性を伴うものであり、想定には一定の限界があることを十分に留意する必要がある。

茨城県南部地震の予測被害量（土浦市）

被害項目		被害数		
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊消失	200棟	190棟	670棟
	半壊	2,300棟	2,300棟	2,300棟
人的被害	死者	20人	10人	10人
	重傷者	20人	20人	30人
	負傷者	340人	200人	280人
避難者	被災当日	7,600人	7,600人	8,700人
	被災1週間後	10,000人	10,000人	11,000人
	被災1ヶ月後	5,300人	5,300人	6,400人
要援助者数	-	40人	30人	40人

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

・浸水

霞ヶ浦は、水防警報及び洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。霞ヶ浦浸水想定区域は、想定最大規模の雨量条件（霞ヶ浦流域に8日間雨量で853mm）による外水氾濫の想定で、霞ヶ浦の湖岸平野と桜川低地の広範囲に、最大5m以下の浸水が予想されている。

桜川は、水防警報及び洪水予報を行う県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。桜川浸水想定区域は、想定最大規模の雨量条件（桜川流域に48時間雨量で746mm、ピーク時の1時間雨量で77mm）による外水氾濫の想定で、桜川低地の広範囲に、最大5m程度の浸水が予想されている。

・土砂

砂防事業・治山事業の基礎調査で把握されている土砂災害危険箇所・山地災害危険地区のうち、がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）と土石流（土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区）の危険箇所が市内に100箇所以上分布する。このうち、山地災害と土石流の危険箇所は新治地区に限られ、急傾斜地崩壊危険箇所は多くが土浦地区に分布する。また、県により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

④感染症被害想定

・人員に関する影響

自然災害は物的被害が中心だが、感染症は「人」に被害が集中する。従業員や家族の罹患、濃厚接触による出勤制限により、事業継続に必要な人員が急激に不足し、対応可能な業務量が大幅に減少する。被害は一時的な自然災害と異なり、波状的に長期間継続するため、収束の見通しが立てにくいのが特徴である。

・サプライチェーンへの影響

被害は特定の地域に留まらず、国内外全域に波及する。海外拠点の操業停止や物流の停滞

により、部品・材料の調達が困難となり、仕入れ価格の高騰や受注停止に追い込まれるリスクがある。また、特定の供給網に依存する事業者は、生産活動が長期にわたり麻痺する可能性が高い。

・資金繰りに関する影響

影響が長期化するため、売上の激減に反して固定費（人件費、家賃等）の負担が経営を圧迫する。特に手元流動性が乏しい小規模事業者は、事業継続が困難になるリスクが高い。平時からの資金準備に加え、国や県の融資制度・補助金の活用を含めた、迅速な財務対策が不可欠となる。

・社会的な影響（風評・行動変容）

職場内でのクラスター発生による一時休業や、それに伴う風評被害は信頼失墜に直結する。また、感染対策による対面営業の制限や、消費者の行動変容（非接触・非対面）に対応できない場合、市場シェアを喪失し、経営基盤の弱体化を招く恐れがある。

(2)管内商工業者の状況

商工業者数 6, 0 1 4 人

小規模所業者数 3, 9 6 5 人

（うち管内事業継続力強化に取り組んでいる商工業者は 59 者）

2021年における市内の事業所は6,014事業所、小規模事業者は3,965者。業種構成では卸売業・小売業1,531(25.5%)、次いで宿泊・飲食サービス業671(11.2%)が多い。従業者数は小売業が最も多いが、大手製造業が立地する工業団地があること等から製造業が次いで多いことが特徴。

土浦商工会議所地区の業種別商工業者数（※括弧内は小規模事業者数で内数）

業種分類	商工業者数	備考
農林漁業	27(21)	市内に点在しているが、霞ヶ浦周辺に集積している
鉱業、採石業、砂利採取業	1(1)	
建設業	622(598)	市内に点在している
製造業	328(253)	神立地区工業団地および、その周辺に集積している
電気・ガス・熱供給・水道業	27(16)	市内に点在している
情報通信業	55(31)	市内に点在している
運輸業、郵便業	199(137)	市内に点在しているが、交通の便の良いIC付近に集積している
卸売業、小売業	1,531(844)	市内に点在しているが、小売業は土浦駅周辺に集積している
金融業、保険業	95(73)	市内に点在している
不動産業、物品賃貸業	427(391)	市内に点在している
学術研究、専門・技術サービス業	289(189)	市内に点在している
宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業	39(34) 土浦駅周辺に集積している
	飲食サービス業	632(380) 市内に点在している
生活関連サービス業、 娯楽業	旅行業、娯楽業	73(51) 市内に点在している
	その他	445(375) 市内に点在している
教育、学習支援業	213(103)	市内に点在しているが、一部土浦駅周辺に集積している
医療、福祉	502(193)	市内に点在している
複合サービス事業	33(20)	市内に点在している
サービス業（他に分類されないもの）	476(255)	市内に点在している
合 計	6,014(3,965)	

【出典】「2021年経済センサス」

(3)これまでの取り組み

①当市の取り組み

・土浦市地域防災計画の最新化（令和4年3月改正）

「減災」を防災の基本理念に据え、人命守護を最優先に、災害予防から復旧・復興までの一連の活動を適切に実施することにより、国土強靱化計画の基本目標や感染症対策の観点を取り入れ、自助・共助・公助の緊密な連携により地域防災力を高め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

②当所の取り組み

・事業継続力強化計画の策定支援と普及啓発

広域連携事業により、事業継続力強化についてオンラインセミナーを配信し啓発につとめている。

・事業継続力強化計画策定支援

茨城県の地域活性化事業補助金を活用し、専門家と同行し事業継続力強化計画策定に取り組む事業者を支援している。

・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する普及啓発と策定支援

中小企業庁作成の小冊子やパンフレットの配布、巡回指導等を通じて施策内容の周知を図っている。

・震災時等事業継続計画（BCP）の継続的な改定と運用

震災や新型インフルエンザ等の感染症発生時に備え、人命安全と早期の事業再開を最優先とした計画を運用。最新の組織体制や連絡先を反映した改定を行い、実効性を高めている。

・事業者への復興支援と被害状況調査の実施

震災後1週間以内に「緊急相談窓口」を設置し、20日以内には会員企業を訪問する「被害情報調査班」を設置。緊急融資情報の提供など、地域経済の早期復旧を支援する。

・緊急時における代替施設の相互確保

自然災害や感染症の影響で当会館が使用不能となった場合に備え、日本政策金融公庫土浦支店を代替施設として使用できるよう申し合わせを行っている。また、同支店が被災した際は本会議所施設を提供する相互協力体制を維持している。

・新型インフルエンザ等感染症への段階的対策

感染症の発生段階に応じた業務継続計画を策定。「縮小して継続する業務（資金繰り相談、貿易証明等）」と「休止する業務（イベント、検定等）」をあらかじめ分類し、パンデミック時には在宅勤務や事務所の分散（2カ所以上）によるリスク回避を行う。

・備蓄品および資機材の管理

災害対策本部設置時に必要な役員・職員名簿、通信機器、発電機、非常用食料・飲料水、救急箱、テント等の備置場所を明確にし、迅速な展開が可能な状態を維持している。

③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業継続力強化計画の策定に係る指導 21者
- ・事業継続力強化計画策定済み事業者の見直しに係る指導 5者
- ・事業継続力強化に関するセミナー配信 令和7年から通年実施
- ・防災訓練の実施 年1回
- ・館内備蓄品の点検 年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(1)課題

①事業者の意識格差

平時における危機意識の啓発が一部の事業者に留まっている。

②高度な支援ノウハウの不足と外部連携の制約

感染症やサイバー攻撃など多様化するリスクへの専門的助言が難しく、支援実績が特定の職員に依存している。

③小規模事業者の実態に即した支援体制の不足

国の計画策定シートにより策定のハードルは下がったものの、深刻な人材不足を背景に、日々の業務が優先され策定作業が後回しになる傾向が強い。

計画の「策定」自体が負担となっているだけでなく、策定後の管理や発災時の情報共有など、デジタル化による運用の効率化も課題となっている。

(2)対策

①タブレットと公式サイトを活用した現場支援の効率化

タブレット端末を活用し、中小機構の「BCPはじめの一步」等の公的サイトを事業者と共に閲覧することで、その場での課題共有をスムーズに行う。

これにより、職員の経験によらず標準的なリスク確認を効率的に行える体制を整え、事業者の理解を深めるデジタル伴走支援を推進する。

②専門家連携と組織的知見の共有

損害保険会社やIT専門家等との連携を強化して高度なリスクに対応し、支援事例を組織内で共有・蓄積する研修を定期開催する。

③オンライン活用と認定制度の基本項目に沿った策定支援シートの提供

オンラインセミナーにより普及の裾野を広げ、小規模事業者の被害規模が甚大な「地震災害」に的を絞った対策を優先的に提示する。

認定制度の基本項目に重点を置いた策定シートや公的診断ツールの導入支援により、まずは地震発生時の初動と事業継続に不可欠な要素に特化することで、支援の実効性を高める。

3. 目標

(1) 災害リスクの認知向上とサプライチェーン維持の啓発

①多様化するリスクへの理解

自然災害に加え、感染症やサイバー攻撃など多角的なリスクを周知し、事業者が自分事として対策の必要性を認識できる環境を整える。

②早期対策による供給網の保護

データのバックアップや安否確認手段の確保などを具体的に提案し、個々の事業者の対策が地域全体のサプライチェーン停滞を防ぐという意識を醸成する。

(2) 地震災害に特化した策定支援と地域経済の機能維持

①実効性のある策定支援の推進

人手不足の現状を踏まえ、最も甚大な被害が想定される「地震災害」に的を絞った効率的な支援を行い、「事業継続力強化計画」の認定件数を年間5件以上とする。

②地域経済の面的支援への寄与

自社の事業継続が地域経済の維持や雇用確保に直結することを意識づけ、一社単独ではなく「地域経済を面で支える」という社会的責任を共有する。

(3) 多層的な連携体制による早期復旧支援

①外部機関との協調による面的復興

土浦市や東京海上日動火災保険(株)等の復旧支援機関、および金融機関と平時から密に連携し、発災直後から迅速な金融経営支援を提供できる体制を確立する。

被災時の資金的備えを推進するため、損害保険への加入推奨を年5者以上実施する。

②組織の枠を超えた代替機能の維持

日本政策金融公庫土浦支店との施設相互利用体制など、組織の枠を超えた事業継続スキームを維持・強化し、地域の支援拠点を守る。

(4) 限られた人員体制での支援実務スキルの最適化

①オンライン・デジタル活用による即応力の向上

限られた職員数で最大限の支援効果を発揮できるよう、オンラインセミナーやデジタルツールを積極的に活用し、ノウハウの共有と訓練を継続する。

オンラインセミナー一年20者以上に聴講を促進し、具体的計画策定に繋げる。

②質の高い面的支援スキルの習得

被災状況調査や罹災証明発行支援等の実務において、地域の産業構造を踏まえた的確な支援ができるよう、高度な専門スキルの習得に努める。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

①巡回・窓口指導時における実態調査

日常的な経営指導を通じ、事業継続計画（BCP）の策定状況をヒアリングする。

ハザードマップに基づき、個々の事業者が自社の立地リスクをどの程度認識しているかを把握する。

②アンケート調査の実施

管内小規模事業者を対象に、事業継続に関する意識調査や支援ニーズの調査を定期的に行う。

調査結果を分析し、より実態に即した支援施策の検討や普及啓発に活用する。

③公的チェックリスト等を活用した状況確認

巡回指導や窓口相談の際、中小機構の「BCP はじめの一步」等に掲載されている簡易チェックリストをタブレットで提示し、事業者と一緒に現状を確認する。

制度認定の要件に基づいた現状診断で得られた「防災対策の悩み」や「未着手事項」などの傾向を整理し、今後のセミナー内容や支援施策の検討に活かす。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

①オンラインセミナー等による普及啓発

場所を選ばず視聴可能な「策定支援オンラインセミナー」を定期開催およびアーカイブ配信する。

震災、水害に加え、感染症やサイバー攻撃など多様化するリスクへの事前対策の必要性を周知する。

②「事業継続力強化計画」の策定伴走支援

オンラインセミナー受講者等に対し、経営指導員や専門家による個別指導を実施する。

国の認定取得（年間目標5件以上）に向け、実効性の高い計画策定を伴走型で支援する。

③リスクファイナンス等の具体的対策支援

提携損害保険（感染症特約付帯等）への加入勧奨を通じ、有事の際の資金繰り対策を助言する。

データのバックアップ体制や代替拠点の検討など、具体的な事業継続手段の構築を支援する。

(3) フォローアップ

①認定計画の実行・更新支援

計画認定を受けた事業者に対し定期的に進捗を確認し、社会情勢の変化に応じた見直しを支援する。

認定有効期間（原則3年）に合わせた更新手続きの漏れがないよう、継続的なフォローを行う。

②訓練実施への助言

策定した計画を形骸化させないよう、安否確認訓練や避難訓練の実施に向けた助言を行う。

訓練結果を踏まえた計画の改善点（PDCA サイクル）の回し方について指導する。

（４）知見の共有及び事業継続力の底上げ

①職員の専門性向上研修

最新の災害動向やサイバーリスク、法改正に対応した支援スキルを習得するための内部研修を実施する。

全経営指導員が標準的な BCP 支援を行えるよう、組織内でノウハウの共有を図る。

②優良事例の横展開

会報誌やホームページを活用し、事業継続に取り組む地域の先進事例を紹介する。

成功事例を共有することで、他の事業者の策定意欲の向上と地域全体の防災力強化を図る。

（５）関係団体等との連携

①官民連携（土浦型防災ネットワーク）の強化

土浦市、金融機関、包括連携先の損害保険会社等と平時から密に情報共有を行う。

発災時の緊急融資相談や被害状況調査が迅速に機能するよう、役割分担を明確化した体制を構築する。

②当所自身の事業継続体制の維持

日本政策金融公庫土浦支店との「代替施設の相互利用」体制を維持し、有事の際も支援機能を維持する。

感染症流行時に備え、業務の分散体制や在宅勤務環境の整備、訓練を定期的実施する。

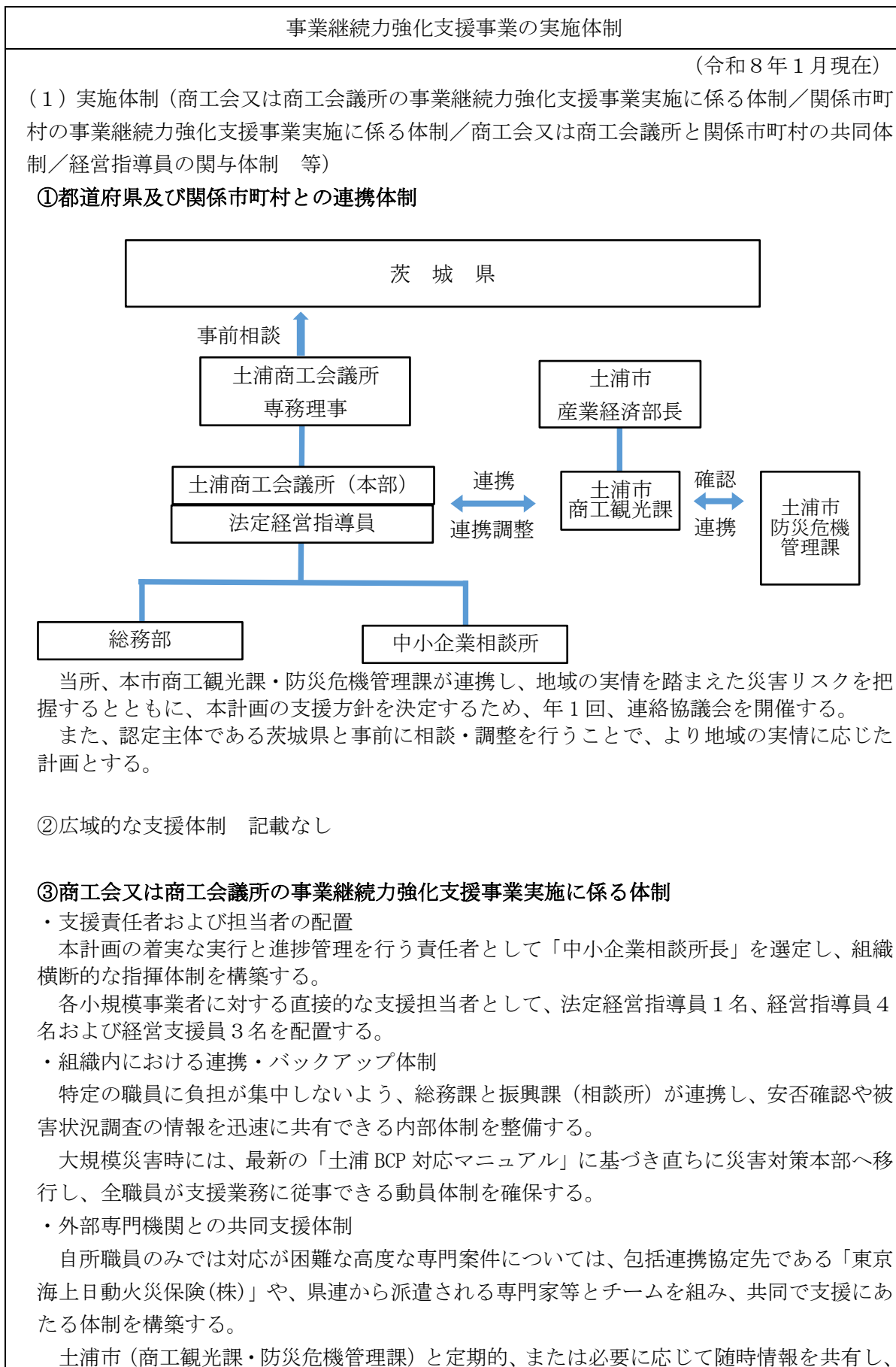
③行政機関との緊急連絡ルートの検証

土浦市等の行政機関との緊急連絡ルートが迅速に機能するか、定期的な訓練を通じて連携を確認する。

災害対策本部の設置手順や情報伝達フローの有効性を常に検証し、実効性を高める。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



行政施策と連携した一体的な支援を実施する。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

本計画の目標に掲げた「認定支援件数」や「セミナー受講者数」等の進捗状況を、四半期ごとに経営指導員会議にて報告・共有する体制を構築する。

年度末には「事業実施報告書」を作成し、計画に対する達成度を定量的に評価するとともに、次年度の実施計画（PDCA サイクル）に反映させる。

土浦市等の関係機関とも定期的な連絡会議を行い、地域経済の復旧・復興に向けた支援体制の実効性について外部視点を取り入れた評価・検証を実施する。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

「事業継続力強化支援担当者」を明確に定め、県連や独立行政法人中小企業基盤整備機構等が主催する高度な BCP 専門研修へ計画的に派遣し、専門知見の蓄積を図る。

包括連携協定先である損害保険会社や IT 専門家を講師に招き、最新の災害リスク（巨大地震、サイバー攻撃等）やデジタル支援ツールに関する内部勉強会を年 1 回以上開催する。

支援成功事例やノウハウを「支援カルテ」等で共有し、特定の職員に依存せず、全経営指導員が標準的かつ質の高い巡回指導・策定支援を行える体制を整備する。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 矢口 拓也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

該当なし。

(3) 土浦商工会議所、関係市町村連絡先

①土浦商工会議所

中小企業相談所商工振興課
〒300-0043 茨城県土浦市中央二丁目 2 番 1 6 号
TEL : 029-822-0391 / FAX : 029-822-8844
E-mail : info@tcci.jp

②土浦市

土浦市産業経済部商工観光課
〒300-8686 茨城県土浦市大和町 9 番 1 号
TEL : 029-826-1111 / FAX : FAX:029-823-9220
E-mail: shoukou@city.tsuchiura.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
・ 専門家派遣費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
・ チラシ等作製費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・ 防災対策費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県補助金、土浦市補助金、事業収入、手数料雑収入等から充当する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項														
<p>(1) 発災後の対策</p> <p>①大規模自然災害</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応急対策の実施可否の確認 <p>震度 5 強以上の地震発生時、発災後 10 分以内に全役職員の安全を確認する。あわせて、会館施設の損壊状況やライフラインの稼働状況を速やかに把握し、商工会議所としての支援機能の維持、および応急対策業務の実施可否を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応急対策の方針決定 <p>当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。</p> <p>(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。</p> <p>職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。</p> <p>大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。</p> <p>被害規模の目安</p> <table border="1"><thead><tr><th>被害規模</th><th>被害の状況</th><th>想定する応急対応</th></tr></thead><tbody><tr><td>大規模な被害がある</td><td><ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</td><td><ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務</td></tr><tr><td>被害がある</td><td><ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</td><td><ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握</td></tr><tr><td>ほぼ被害はない</td><td><ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。</td><td>特に行わない</td></tr></tbody></table> <p>※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被害情報の共有・報告 <p>当所は、管内事業者の被害状況を速やかに集約し、県の指定する方法にて報告を行う。土浦市とは報告内容を相互に共有・確認するとともに、双方が独自に把握した情報についても、速やかに共有し、県に一括して報告する。</p> <p>②感染症、サイバー攻撃等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 管内事業者に対するリスクの周知 <p>感染症の流行やサイバー攻撃の予兆・発生時、ホームページ、SNS、メールマガジン等のデジタルツールを活用し、管内事業者に対し直ちに注意喚起と最新の施策情報を周知する。</p> <p>あわせて、オンラインセミナー等を通じ、非接触型ビジネスへの転換や情報セキュリティ強化の重要性を啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 管内事業者の被害状況の確認 <p>感染症拡大時やサイバー被害発生時には、WEB アンケートや電話ヒアリング等により、事業者の操業停止状況や売上減少、システム障害等の被害実態を迅速に調査する。対面相談が</p>			被害規模	被害の状況	想定する応急対応	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務	被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。	特に行わない
被害規模	被害の状況	想定する応急対応												
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務												
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握												
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。	特に行わない												

困難な場合でも、オンライン相談システムを活用し状況を把握する。

- ・被害情報の共有・報告

国や茨城県からの情報に基づき、県の指定する方法・期日までに報告を行う。報告内容については土浦市と共有し、相互に情報の確認を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・事務局長（本部長）の下に「総務班」および「相談所班（支援担当）」を編成し、各職員の役割分担と責任所在を明確化する。
- ・職員間の連絡は、電話回線の輻輳を想定し、SNS やビジネスチャット、安否確認システム等のデジタルツールを優先的に活用して情報の即時共有を図る。
- ・土浦市、金融機関、包括連携先の損害保険会社等とは、平時から構築している「土浦型防災ネットワーク」の緊急連絡ルートを用いて、被害情報の集約と支援要請を行う。

(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・発災直後から、電話、メール、SNS、巡回等を通じて地区内小規模事業者の安否および被害状況（建物、設備、サプライチェーンの断絶等）を迅速に調査する。
- ・収集した被害情報を整理・分析し、国、県、市、日本政策金融公庫等へ報告するとともに、支援ニーズに応じた「緊急経営相談窓口」を設置する。
- ・事業継続に不可欠な「罹災証明書」の申請支援や、国・県・市の緊急制度融資、休業補償等の支援策に関する情報を、ホームページや SNS 等を通じて速やかに発信する。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・被災事業者の早期再建を支援するため、中小企業診断士等の専門家を派遣し、復旧計画の策定や、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）等の申請を伴走型で支援する。
- ・金融機関等と合同で「復興資金相談会」を定期開催し、事業者の資金繰り改善や二重ローン対策など、中長期的な経営再建をサポートする。
- ・地域のサプライチェーン停滞を最小限に抑えるため、被災事業者と非被災事業者のビジネスマッチングや、共同復旧の取り組みを支援し、地域経済全体の面的な復旧・復興を推進する。